

新監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和6年12月26日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 飯 塚 孝 子
 同 深 谷 成 信

定期監査結果に基づく措置

令和6年度第1期定期監査（工事監査）結果報告（令和6年10月29日新監査公表第8号）分

監査の結果	措置内容	部署
<p>《指摘事項》 対象工事 葛塚東小学校グラウンド改修工事(北建第 265号)、かぶとやま公園遊戯施設改修工事(北建第 102号)</p> <p>間接工事費の積算における地域補正を適用していなかったもの</p> <p>北区役所建設課は、令和5年度に契約した北建第265号葛塚東小学校グラウンド改修工事及び北建第102号かぶとやま公園遊戯施設改修工事（以下「本件工事」という。）において、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）の積算にあたり、地域補正を適用していなかった。当該積算誤りに伴う過小積算額はそれぞれ約280万円と約25万円である。</p> <p>間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）の積算は、工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じて得た率を対象額に乘じることとされている。</p> <p>本件工事は、施工箇所が「積算基準〔1 一般土木〕」（以下「積算基準」という。）に定められている「人口集中地区（DID地区）」（以下「DID地区」という。）であることから、「市街地（DID補正）（1）- 3」を適用すべきであった。</p> <p>しかし、同課は、施工箇所がDID地区内であることを認識していたものの、学校敷地内または公園敷地内の区切られた区域での施工であり、一般交通等の影響が少ないことから、DID地区内であっても補正は必要ないものと誤認し、地域補正を適用していなかった。</p> <p>また、同課は、平成29年3月31日付で積算</p>	<p>当課職員に対し、適正かつ公正な設計積算業務が行えるよう、下記の再発防止策を実施します。</p> <p>①所属内での定期的な技術研修会を開催し、組織と担当職員としての設計積算能力の向上に努めます。</p> <p>②設計図書の検算体制を、所属係・班単位から他係員・班員も含める体制に強化し、再発防止を図りました。</p>	<p>北区役所建設課</p>

基準の改定が通知されていたにもかかわらず、平成 29 年度から令和 4 年度までの期間においても、本来、地域補正を適用すべき公園工事の 6 件のうち 5 件について、安易な前例踏襲により、本件工事と同様に誤った積算をしていた。

工事の積算誤りは受注者や本市に大きな損害を与えるリスクがある。このようなリスクを内包しているにもかかわらず、組織として十分な確認を怠り、長期にわたり誤認したまま積算していたことは、同課のリスクに対する認識が希薄であるとともに、チェック体制が形骸化していたといわざるを得ない。

今後、同様の誤りが生じないよう、職員一人一人が設計積算におけるリスクの大きさをあらためて認識した上で、設計積算能力の向上に向け日々研鑽するとともに、組織としてのチェック体制を見直し、再発防止に向けて取り組むよう強く求めるものである。

【合規性】